

令和4年度地方創生推進交付金事業の実績報告について

担当課

住まい開発政策課

事業名	こども食堂支援事業(高齢者が安心して生活できる環境づくり事業)		
事業目的・概要 新たな空き家活用モデルケースの一環として空き家を活用したこども食堂を運用する。運用については市社会福祉協議会に依頼し、補助金を交付することで、その運営を支援している。	 <p>空き家を活用したこども食堂の外観。「こども食堂」という役割が与えられたことで、庭木の剪定、除草などが行われ、適正な管理状態となっている。</p>		
事業経費概要 長年空き家となっていたため、衛生管理のためのハウスクリーニングを実施し、また、エアコン・換気扇の修繕などを行い設備環境を整えた。空き家の所有者には毎月借上料を支払い、運用主体である市社会福祉協議会に対して、補助金を交付した。 <ul style="list-style-type: none"> ■こども食堂需要費 【450,821円】 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品 <ul style="list-style-type: none"> IHコンロ、防草シート等 193,421円 ・修繕費 <ul style="list-style-type: none"> エアコン、換気扇 取付交換修繕 156,860円 ハウスクリーニング 100,540円 ●こども食堂空き家借上料 【150,000円】 <ul style="list-style-type: none"> 内訳 30千円×5ヶ月(11月～3月) ●こども食堂支援事業補助金 【53,000円】 	 <p>人がいない「空き家」から、人が集まる「交流の場」へ。</p>		
	653,821円	国費充当額	326,910円
事業開始時期	令和4年4月	事業終期	令和5年3月
担当課の所見	課題		今後の取組
運用開始以降、月を重ねるごとに徐々に利用者数も増えつつあり、一定のニーズに応えることができていると思われる。 また、空き家の管理という側面で見れば、こども食堂として利用することにより、市、運用主体(市社協)、空き家所有者により当該家屋や庭の管理が行われ、適正な管理状態が保たれているといえる。	こども食堂として食事の提供に耐えうる衛生環境・設備環境を備えた空き家を選出することがまず最大の難関であり、また、運用開始までの準備に時間がかかったため、当初の予定より運用開始が遅れてしまった。 現在はこども食堂のみで利用しているが、こども食堂は月1回であるため、利用頻度は低い。それ以外の日も利活用できないか、検討の余地はある。		現在は、空き家の管理は市(ハード面)、こども食堂の運用(ソフト面)は市社協と役割分担をしているが、今後は管理・運営含めて、一元的に民間事業者等に移行できないか、検討していく必要がある。